

離島観光活性化促進事業（宮古圏域）動画及び画像使用申請管理規程

（目的）

第1条 この規程は、宮古圏域における観光客誘致及び観光振興及び充実を図るため、離島観光活性化促進事業（宮古圏域）（以下「事業」という。）において作成した動画及び画像（以下「コンテンツ」という。）の使用申請管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（管理責任者）

第2条 この規程に基づくコンテンツ使用申請に関する管理者（以下「管理者」という。）は、沖縄県宮古事務所長とする。

（使用に供するコンテンツ）

第3条 使用に供するコンテンツは、管理者が別に定める。

（コンテンツの使用許可）

第4条 管理者は、次に掲げる団体又は個人に対し、当該団体の申請に基づきコンテンツを供する。ただし当該事業の運営上支障がない限りにおいて、宮古圏域の観光をPRする諸活動の目的のために使用させることができる。

- (1) 報道機関
- (2) 旅客輸送関連事業者
- (3) その他観光業に関わる者で、管理者が適当であると認めるもの

（使用許可制限）

第5条 管理者は、供するコンテンツの使用が次の各号に該当すると認める場合は、使用を制限することができる。

- (1) 営利を目的とするおそれがあると認める場合
- (2) 所有権もしくは著作権を侵害するか、またはそれに関して紛争を生じるおそれがあると認められる場合
- (3) その他管理者が適当でないと認める場合

（使用許可申請）

第6条 コンテンツを使用する者（以下「使用者」という。）は、使用許可申請書（第1号様式）にて必要な項目を入力の上、使用期日の2週間前までに管理者に提出し、許可を得なければならない。

（使用者の任務、誓約事項）

第7条 使用者は、使用許可を受けたコンテンツを使用するにあたり、次の事項について留意しなければならない。

- (1) 使用する際は、提供元の記載をすること。 **提供元：沖縄県**
- (2) 使用するコンテンツは宮古圏域の観光をPRする目的のみで利用すること。
- (3) 使用するコンテンツのデータ編集・コピー等しないこと。やむを得ず動画データ

を一部編集して使用したい場合は、事前協議申請書（第2号様式）を提出して許可を受けること。

- (4) 使用するコンテンツを第三者に販売、配布、譲渡、貸与、インターネット配信しないこと。
- (5) 使用するコンテンツを Web サイト、SNS、クラウドサービス等に掲載し、ダウンロードさせる行為をしないこと。ダウンロードできない状態で Web サイト等へ掲載したい場合は、事前協議申請書（第2号様式）を提出して許可を受けること。
- (6) コンテンツを使用することにより、不正・誤解を招いたり、又は名誉を毀損する行為、もしくは公序良俗に反する行為をしないこと。
- (7) その他善良な使用に努めること。

2 前項のいずれかに違反した場合、また、利用目的と異なる使用の場合、沖縄県はその使用を差し止めることができるものとする。

（使用料）

第8条 使用料は無料とする。

（著作権）

第9条 使用するコンテンツの著作権その他知的財産権も使用者に譲渡されるものではなく、すべて沖縄県に留保されており、著作権法及び著作権に関する国際法によって保護されている。

附 則

この規程は、令和3年1月14日から施行する。